

伊東市分別収集計画

令和 7 年 9 月 2 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況の中、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 12 号。以下「法」という。）第 8 条に基づき、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画に基づき、容器包装廃棄物の 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの発生・排出抑制
廃棄物の発生及び排出を抑制し、環境に配慮した処理体制の構築
- (2) 循環型社会形成の推進
廃棄物を「燃やす、埋め立てる」から限りある資源を有効に利用するシステムの推進
- (3) 市民・事業者との協働
市民や事業者との協働の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第 8 条第 2 項第 1 号）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
容器包装廃棄物	4,588 t	4,588 t	4,603 t	4,610 t	4,622 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の搬入量、ごみ処理に要する経費等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として無色のガラス製容器 主として茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度					
主としてスチール製の容器	54t	50t	47t	45t	42t					
主としてアルミ製の容器	47t	47t	46t	45t	44t					
	(合計) 243t	(合計) 236t	(合計) 230t	(合計) 224t	(合計) 219t					
無色のガラス製容器	(引渡量) 243t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 236t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 230t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 224t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 219t	(独自処理量) 0t
	(合計) 200t	(合計) 200t	(合計) 201t	(合計) 201t	(合計) 201t					
茶色のガラス製容器	(引渡量) 200t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 200t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 201t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 201t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 201t	(独自処理量) 0t
	(合計) 308t	(合計) 315t	(合計) 322t	(合計) 328t	(合計) 335t					
その他のガラス製容器	(引渡量) 308t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 315t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 322t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 328t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 335t	(独自処理量) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	14t	15t	16t	17t	19t					
主として段ボール製の容器	271t	276t	282t	287t	292t					
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって燃料又はしようゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 81t	(合計) 80t	(合計) 79t	(合計) 78t	(合計) 77t					
	(引渡量) 81t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 80t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 79t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 78t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 77t	(独自処理量) 0t
主としてプラスチック製の容器 包装であって上記以外のもの	(合計) 7t	(合計) 6t	(合計) 6t	(合計) 6t	(合計) 5t					
	(引渡量) 7t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 6t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 6t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 6t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 5t	(独自処理量) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、「伊東市第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」及び令和3年度までの実績を勘案し、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
63,300人 (対前年度比) 98.9%	62,600人 (対前年度比) 98.9%	61,900人 (対前年度比) 98.9%	61,200人 (対前年度比) 98.9%	60,600人 (対前年度比) 99.0%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行のごみステーションにおけるびん・カン・ペットボトルの収集、公共施設におけるトレーの収集、協力店舗によるペットボトル、牛乳パックの収集、小・中学校による牛乳パックの収集体制を活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現行の焼却施設において、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の選別、圧縮・保管方法を含めた検討及び資源化処理関連施設の必要性と多角的な処理を可能とする施設整備を検討する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 容器包装廃棄物の分別収集について、隨時、市民や事業者の意見、要望を吸い上げ、効率的かつ効果的な実施方法を検討していく。
- (2) 収集運搬許可業者との連携による分別指導を徹底し、市民や事業者の分別意識を醸成していく。
- (3) 自治会等市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付や優良団体の表彰などを行う。